

令和５年度 稲沢市地域自立支援協議会 第３回権利擁護推進部会 議事要旨

【日 時】令和６年２月７日（水）午後２時～午後３時４０分

【場 所】稲沢市役所 東庁舎 １階 第８会議室

【出席者】権利擁護推進部会委員６人 事務局５人 その他１人

【欠席者】なし

あいさつ

１ 協議事項

(１)障害者虐待事案の対応検証

・虐待ケースの報告（事務局から）

委員 C いつも丁寧に対応され感心している。

部会長 No.8 のケースで、「同じニュアンスの事」とあるが、同じニュアンスなら虐待になるのではないか。

事務局 職員に聞き取りをしたところ、環境が整ったら出ていけるよ、と話したつもりが、「出ていけ」というところが印象に残ってしまった。受け取った側がどう思うかが大事だと思う。事業所の中でも研修をやっていただくようお話をさせていただいた。

委員 D 蒸し返すようで申し訳ないが、No.5 のケースは、もっといろんな解決法があったのではないか。児童がなぜそういうことを言ったのか、家庭環境が心配である。当事者のケアは誰ができるのか。

事務局 養育相談で、稲沢市中央子育て支援センターでは臨床心理士に相談することができる。

委員 D それを母に知らせる人は誰になるか。家族が頑なになってしまい、こちら側が支援機関に繋がたいと思っても手も足も出せない場合、理解してくれるようなところはどこか。

事務局 家族から相談機関に相談するというシステムのため、お母さんが問題意識を持ち、家庭の環境を変えたいということなら、子育て相談室なのはなどに相談してもらおう流れだと思われる。

委員 D 親が発信しない限り、こちらは何もできない。それが何とかならないものか。

部会長 保護者が発信すれば児童相談センターも動ける。

委員 D 児童のケアを何もしないままにいる気がしてならない。

事務局 次に担当する相談員が、そういった問題意識をもって配慮し、母に上手に対応し、サービスや養育相談を案内できればいい。

部会長 法的な機関でいえば、本人や保護者と会うことができる学校のスクールカウンセラーくらいしかいないのではないか。嘘にしても本当にしても、問題があることには間違いはない。どこかに問題があるため継続的にフォローが必要だと思われる。

(2)障害者差別解消支援地域協議会としての取り組み

・地域における理解促進等（事務局から説明）

部会長 そう簡単にできることではない。稲沢市内のいろいろな団体に啓発する必要があるのでは。知らない人が多いと思う。

事務局 稲沢市役所の職員に対しては、全庁的なシステムを用いて、インフォメーションとして載せる。

部会長 商工会議所や、いろいろな団体に説明できるといい。このチラシはもらえるのか。

事務局 県に依頼すれば可能かもしれない。就労支援部会に商工会議所の委員がいるので、相談することはできると思う。

部会長 「相談対応力の向上」についてもなかなか大変だと思う。

事務局 愛知県から差別解消に関する調査があり、稲沢市はここ数年0件。差別を受けたとか、合理的配慮の不提供などの相談は福祉課として受けていない。対応力があるのかと言われたら、ケースに関わったこともない状況であるとなかなか難しい。

委員 A 不当な差別や合理的配慮の対象は「障害のある人」となっているが、例えば障害者のいる家族が十分ケアできない状況に置かれた場合、事業所や周りから合理的配慮をしてもらえないのだろうか。町内の組長になる予定のかたで、両親と当事者を抱えケアしなければならず、組長の役割について何とかならないか、との電話相談があった。家族も合理的配慮を求めるケースもあるのではないか。どこまで拡大解釈すべきか。もう一つ、事業所の中で合理的配慮がなされているかという目で見ると、実はあまりできていない。休憩を必要とする精神障害者のスペースが十分確保できず、別室で休みたいが、今の状況では難しい。事業所も合理的配慮は出来ていないと言える。そして、当事者はこれを当たり前だと思い気づいていない。合理的配慮をどこまで厳密に義務とするか、なかなか出来ない状況だ。

部会長 私のところには強度行動障害のかたがいるため、1人は個室を使っているが全員となると難しい。音に敏感な人に対し、防音対策するのも難しい。

委員 A 現実的には施設の部屋の数や、配慮にかかる費用の面、人の数などで対応できないこともあるかもしれないが、当事者となるかたと、どこまで折り合いをつけられるかという建設的対話の部分が大事になってくると思う。対話も当事者同士でやるのか、市役所の人が入ってやるのか。

事務局 困難ケースになればなるほど、入っていくことが想定される。

委員 A ちなみに、先ほどの町内会の話は、地域協働課に相談したが、行政としては、そこまで介入できない、地区の自主性に任せることとなった。

部会長 病気や介護を理由に、役員をやりたくない、差別というより役を下りたい理由にされる場合もある。合理的配慮が必要だと言えるのか。

委員 A そのかたの旦那さんは鬱で会社を休んでおり両親は認知症。障害年金か何かで生活しなければならず、自分は働かなければいけない。町内会役員をやるのは難しい

と切実に訴えていた。

部会長 この法律は高齢者ではなく、障害者が対象ではないか。

事務局 障害者が対象である。

部会長 手帳の有無に関係ないのか。

事務局 手帳の有無は関係ない。

委員 A 法律ができ、問題を解決する糸口になれば悪い方向にはいかないと思う。どこまで介入するか、合理的配慮と言えるのか。

部会長 合理的配慮のイメージとしては、耳が聞こえなければそれを補う方法を提供するといったことだが、今の話だと逆で、こういうことで、やりたくないから下ろしてくれというのは配慮と言えど配慮だが、例えばその人がやれるように配慮すれば良いが、今の話は過重負担。目が見えなければ音声を、耳が聞こえなければ手話を使いますよといったことなら良いが、その辺は難しい。稲沢市でなくてもいろんな事例を出して、出来ることはやり、無理なことは出来ないわけだから勉強するしかない。

委員 A 我々も電話相談をやっているので事例を出すことはできる。事例検討をやると良いのでは。

事務局 差別の相談はないが、一般の相談員は日々事業所の中で相談されていると思う。

部会長 きっとそういうところに埋もれていると思う。

委員 A 第三者から見たら、この対応は間違っているのではないか、であるとか、事例検討することでスキルアップに繋がって行く。愛知県から委託を受け電話相談をやっているが、2ヶ月に1度、相談事例検討会をやるリーダーが相談の記録を見て、よくある相談や間違っていると思われる対応を1件30分くらいかけて話し合う。

部会長 模擬事例を使うか、もしくは事業所連絡会で事例を募集してみてもどうか。

(3) 性に関する取り組み

・講座事業の検証等（事務局から説明）

部会長 令和5年度は初めての取り組みということもあり、参加者が少なかったため、支援者と当事者を分けていく予定。まだ講師も十分ではないのでおススメの人があれば教えてほしい。

委員 D 第1期で、定員10組とあるが親子でないとダメなのか。夏休みの開催なので、放課後等デイサービスにチラシを配れると良い。働いている親が多いので、支援者が当事者のお子さんたちを連れていくことも可能だと思う。本人たちに正しく学んでもらえる機会になる。

事務局 検討させていただく。

委員 A 講師として紹介出来るかたがいるとすれば、夫婦双方精神障害者であるが、夫が何とか稼いで家庭を成り立たせている。性というのではなく、結婚後に経済的な問

題を乗り越えているという例でも良いのか。

事務局 そもそも発端が、個別支援会議で性に関するトラブルがあったという経緯があり、そこから課題を吸い上げているものである。

委員 A 障害者の性・コミュニケーションの講座の流れには合わないか。

事務局 かなり発展した話になってしまう。その前の基礎の部分を固めようというもので、結婚後の経済状況や親族のことをこの枠で組み込むのは難しい。例えば4期で、もし結婚されたかたをお呼びできるのであれば、結婚後の悩みなどを少しニュアンスとして加えられる部分もあると思う。

委員 A 第4期でどうかと思ったが、無理があるか。

事務局 ご意見をいただいたので、なるべくニュアンスは含められるように検討したい。それが全て叶うかどうかはここで明言できない。

委員 D 2月3日に、私の事業所で前回お話しした夫婦に講演してもらうことになっていたが、直前に肺炎になってしまったため流れてしまった。周りの支援者の話を聞くと、成年後見制度の話に繋がっていく。生活全体を見ていく流れになってくる。結婚を目指して性を勉強していく。夢を持つような話をして、だからこそお互いを大事にする性を学んでいこうというところに落としていけたらいい。

委員 A 第4期は結婚について障害のある夫婦が仲よくハッピーエンドという話がいい。

事務局 苦労が先行してしまうと、保護者のかたが来られた時に、この子に結婚はさせない、やっぱりやめようとなるような、そういう話にはしたくないとは考えている。